肥育牛補塡金交付契約書

公益社団法人鹿児島県畜産協会（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲の定款第４条の規定、畜産経営の安定に関する法律（昭和３６年法律第１８３号。以下「法」という。）、畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和３６年政令第３８７号）及び畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和３６年農林省令第５８号。）の規定に基づき制定された公益社団法人鹿児島県畜産協会肉用牛肥育経営安定制度業務方法書（以下「業務方法書」という。）に従い、肥育牛補塡金の交付について次のとおり契約する。

（契約肥育牛）

第１条　この契約の対象となる肥育牛（以下「契約肥育牛」という。）は、肥育の開始日から第５条に定める個体登録台帳に記載される日まで鹿児島県の区域内で肥育されている牛とし、業務対象年間の期間内に第５条第１項により個体登録台帳に記載された牛（業務方法書附則３に該当する肉用牛を含む。）とする。

（肥育牛補塡金の交付対象となる契約肥育牛）

第２条　この契約に基づき肥育牛補塡金の交付対象となる肥育牛（以下「補塡金交付対象肥育牛」という。）は、契約肥育牛であって、かつ、業務方法書第５条第４号のア、イ及びウを除き、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

（１）満１７か月齢以上の牛であること。

（２）第６条により生産者負担金（契約生産者が支出する負担金及び契約生産者の負担軽減を図るため、その他の者が支出する補助金又は拠出金（以下「その他負担金」という。）からなる負担金をいう。以下同じ。）が納付されている牛であること。

（３）８か月以上継続して鹿児島県の区域内で肥育されている牛であること。

（４）出産又は搾乳の用に供していないこと。

（５）第１０条により販売したことが確認できる牛であること。

２　業務方法書第５条第４号ア及びウの場合の補塡金交付対象肥育牛は、甲が別に定めることとする。

３　早期肥育の場合の補塡金交付対象肥育牛は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

（１）満１２か月齢に達するまで肥育されていること。

（２）鹿児島県の区域内で５か月以上継続して肥育されていること。

（３）出産又は搾乳の用に供していないこと。

（４）第６条により生産者負担金が納付されている牛であること。

（５）第１０条により販売したことが確認できる牛であること。

（６）満１８か月齢に達する日までに販売されていること。

（７）枝肉重量が３００kg以上であること。

４　一産取り肥育の場合の補塡金交付対象肥育牛は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

（１）満１７か月齢以上の牛であること。

（２）分娩日の翌日又は不受胎であることが獣医師により確認された日から起算して８か月以上継続して鹿児島県の区域内で肥育されていること。

（３）２回以上の出産の用に供していないこと。

（４）第６条により生産者負担金が納付されている牛であること。

（５）第１０条により販売したことが確認できる牛であること。

（６）枝肉重量が肉専用種にあっては３５０kg以上、交雑種にあっては４２０kg以上であること。

（個体登録の申込み）

第３条　乙は、肥育牛であって満６か月齢以上のものは全頭について、次のアからウまでの区分に応じて、それぞれ該当区分に定める期間内に甲が別に定める個体登録申込書に当該肉用牛が乙の所有に属することを証する書類を添えて甲に提出するものとする。ただし、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成３１年１２月２６日付け３０農畜機第５２５１号。以下「交付金交付要綱」という。）に基づき独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に提出する肉用牛個体登録申込書をもってこれに代えることができる。

ア　業務方法書第５条第４号ア、ウ及び早期肥育のいずれにも該当しない場合は、当該牛が満６か月齢以上満１４か月齢に達する日までの間

イ　業務方法書第５条第４号ア又はウのいずれかに該当する場合は、当該牛が満６か月齢以上で会長が別に定める日までの間

ウ　早期肥育の場合は、当該牛が満６か月齢以上１２か月齢に達する日までの間

２　乙は、毎年度、２月の末日までに次年度に前項に掲げる個体登録申込書の提出を行う予定の肉用牛の頭数を甲が別に定める個体登録予定頭数報告書により甲に届け出るものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき機構に提出する肉用牛個体登録申込予定頭数報告書をもってこれに代えることができる。

（個体確認）

第４条　甲は、乙から個体登録申込書の提出を受けた場合は、当該申込書に記載された肉用牛について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成１５年法律第７２号。以下「牛トレサ法」という。）第３条第１項の規定により作成された牛個体識別台帳（以下「牛個体識別全国データベース」という。）に記載された事項と、当該肉用牛の個体識別番号、生年月日、性別、品種、導入年月日及び飼養場所を確認するのもとする。

２　前項に基づく個体確認を行うことができない肥育牛については、次条の個体登録は行われないものとする。

（個体登録）

第５条　甲は、前条に基づく個体確認を行った肥育牛について、次のア又はイの区分に応じて、それぞれ当該区分に定める期間内に甲が備える個体登録台帳に記載するものとする。

ア　業務方法書第５条第４号アからウのいずれにも該当しない場合は、当該牛が満１７か月齢に達する日までの間

イ　業務方法書第５条第４号アからウのいずれかに該当する場合は、個体登録申込書の提出を受けてから１か月以内

２　甲は、前項により個体登録台帳に記載した場合は、乙にその内容を通知するものとする。

３　乙は、２により通知を受けた場合は、その記載内容を確認し、記載内容に疑義がある場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

４　乙は、契約肥育牛について、牛個体識別全国データベースの変更に伴い、個体登録台帳に記載された内容に変更が生じた場合は、速やかに甲が別に定める個体登録内容変更届書を甲に提出するものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき機構に提出する肉用牛個体登録内容変更届出書をもってこれに代えることができるものとする。

（生産者負担金の納付）

第６条　乙は、第５条による個体登録台帳への登録が行われたときは、甲が別に定める方法により、業務方法書別表１に掲げる契約肥育牛の品種区分及び品種ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる納付期限までに、契約肥育牛１頭当たりの生産者負担金の額に契約肥育牛の頭数を乗じて得た金額から、当該頭数に応じた業務方法書第１８条に定めるその他負担金を除いた金額を、生産者負担金として甲に納付するものとする。

２　乙が業務方法書第５条第４号ア又はウに該当する場合には、前項によらず納付期限は別に定めるものとする。

３　生産者負担金を納付する前に、第１０条により販売したことが確認された契約肥育牛の生産者負担金の納付期限は、当該契約肥育牛を販売した日が属する月の翌々月の１０日とする。この場合における当該契約肥育牛に適用される契約肥育牛１頭当たりの生産者負担金の額は、当該契約肥育牛を販売した日が属する月の末日において、当該契約肥育牛に適用される額とする。

４　第１項に定める生産者負担金の納付に係る請求前に第１１条に定める異動報告書の届出があるときは、第1項の契約肥育牛の頭数は、同報告書の届出がある前の契約肥育牛頭数から同報告書に記載された契約肥育牛を除いた頭数とするのもとする。

５　乙は、業務方法書附則４に定める肉用牛について、甲が別に定める期日までに、第１項に定める生産者負担金として甲に納付するものとする。

（生産者負担金の相殺）

第７条　乙は、甲に納付すべき生産者負担金について、相殺をもって甲に対抗することはできない。

（生産者負担金の返戻）

第８条　生産者負担金は、業務方法書第２１条第４項による場合を除き、本契約が解除された場合その他いかなる場合であっても、これを返戻しないものとする。

（手数料の納付）

第９条　乙は、生産者負担金とは別に本契約の締結及び履行を行うのに要する甲の経費の一部として、甲が別に定めるところにより手数料を納付するものとする。

（販売の確認）

第１０条　乙は、契約肥育牛を販売したとき（枝肉を全て廃棄した場合又は販売価格が０円であった場合を除く。）は、甲が別に定める販売確認申出書兼補塡金交付申請書に当該契約肥育牛を販売したことを証する書類を添えて、当該契約肥育牛を販売した日の属する月の翌月１５日までに甲に提出するものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき機構に提出する肉用牛販売確認申出書をもってこれに代えることができる。

２　甲は、前項により提出された書類に基づき、契約肥育牛について、補塡金交付対象肥育牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日を確認するものとする。

（死亡等の届出）

第１１条　乙は、第５条に基づき個体登録された契約肥育牛について、死亡、盗難その他の事由（動産執行による売却及び担保権の実行を含み、第１０条に規定する販売を除く。）により、乙が飼養しなくなった場合には、速やかに甲が別に定める異動報告書により甲に届け出るものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき機構に提出する肉用牛個体登録削除申出書をもってこれに代えることができる。

２　乙は、契約肥育牛について、一産取り肥育を除き、出産又は搾乳の用に供した場合には、速やかに前項の異動報告書により甲に届け出るものとする。

３　乙は、契約肥育牛について、機構が実施する肉用牛経営安定対策補完事業のうち、中核的担い手育成増頭推進の肉専用種繁殖雌牛台帳に記載された場合又は遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保及び優良繁殖雌牛導入支援により、奨励金の交付を受けた場合（同奨励金の交付を受けた後に乙に対し譲渡されていた場合を含む）には、速やかに第１項の異動報告書により甲に届け出るものとする。

（肥育牛補塡金の交付）

第１２条　甲は、法第３条第２項の交付金の額に４分の１を乗じて得た額（１円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額）を肥育牛補塡金として乙に交付するものとする。

２　甲は、前項により肥育牛補塡金を交付する場合には、乙（肥育牛補塡金の交付を受ける者に限る。）に対し、その旨を通知するものとする。

３　肥育安定基金の残高が不足する場合又は不足することが見込まれる場合であって、同一業務対象年間に不足の解消が見込まれる場合にあっては、甲は、乙に対して交付する肥育牛補塡金の一部又は全部を業務対象期間内において繰り延べることができるものとする。この場合、繰り延べを行う事実及び繰り延べた肥育牛補塡金の交付見込み時期を乙に対して通知するものとする。

（肥育牛補塡金の不交付又は返還）

第１３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対し、肥育牛補塡金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した肥育牛補塡金の全部若しくは一部を返還請求することができるものとする。

（１）業務方法書第６条の肥育牛補塡金交付契約申込書、第３条の個体登録申込書及び第１０条の販売確認申出書兼補塡金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

（２）乙が業務方法書第５条の要件に合致しないことが明らかになったとき。

（３）特段の事情なく、第６条に定める期日までに、乙が納付すべき生産者負担金の納付がなかったとき。

（４）業務方法書第２６条第１項により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

（５）交付契約締結後において、譲渡又は動産執行による売却若しくは担保権の実行により、乙の肥育する牛が第２条に定める補塡金交付対象肥育牛の要件を満たさなくなったとき（第１０条第１項の販売による場合は除く。）。

（６）出産又は搾乳の用に供した契約肥育牛について、特段の事情なく、第１１条第２項の肥育牛異動報告書の提出を怠ったとき。

（７）その他、乙が交付契約に定める義務に反したとき又は虚偽の報告を行っていたことが明らかになったとき。

（８）牛トレサ法に違反する行為を行ったとき。

（９）乙が暴力団員による不当な行為の防止等の関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団等の反社会的勢力」という。）であることが判明したとき。

（権利譲渡の禁止）

第１４条　乙は、甲の書面による承諾を得ないで、本契約により生ずる一切の権利を第三者に譲渡若しくは質入等の担保権の設定、その他一切の処分をしてはならない。

（個人情報の管理）

第１５条　乙は、甲及び業務方法書第２４条による事務委託先が、個人情報保護法及びその他の法令に基づき、業務の円滑な推進のために乙の氏名、電話番号、住所、契約番号、口座番号、個体登録状況及び肥育牛補塡金の交付状況等の情報を共同利用することを同意する。

２　乙は、甲及び事務委託先が、個人情報保護法及びその他の法令に基づき、業務の円滑な推進のために牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成１５年農林水産省令第７２号）第６条に係る乙の情報を取得し、加工し又は第三者へ提供するなどの取扱いをすることを同意する。

（契約の解除）

第１６条　甲は、乙が業務方法書第５条の各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき又は乙から契約解除の申出があった場合には契約を解除するものとする。

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知又は催告をすることなく契約を解除することができるものとする。

（１）肥育牛補塡金交付契約申込書、第３条の肥育牛個体登録申込書、第１０条の販売確認申出書に虚偽の記載をしたとき。

（２）故意又は重大な過失により第３条に定める肥育牛の全部又は一部について個体登録の申込みをしなかったとき。

（３）特段の事情なく、第６条に定める期日までに乙が納付すべき生産者負担金の納付がなかったとき。

（４）業務方法書第２６条第１項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

（５）本契約を締結した乙が、業務方法書第５条の各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

（６）乙が、出産又は搾乳の用に供した契約肥育牛について、特段の事情なく、第１１条第２項の肥育牛異動報告書の提出を怠ったとき。

（７）その他、乙が交付契約に定める義務に反したとき及び虚偽の報告を行っていたことが明らかになったとき。

（８）牛トレサ法に違反する行為を行ったとき。

（９）乙が暴力団等の反社会的勢力であることが判明したとき。

３　乙は、交付契約の解除を申し出る場合には、甲が別に定める交付契約解除申出書を甲に提出するものとする。

（契約内容の変更）

第１７条　契約の締結後において、業務方法書に変更があった場合には、甲は乙に対してあらかじめ通知の上、業務方法書の変更の範囲内において契約の内容を変更することができるものとする。

（契約の期間）

第１８条　この契約の有効期間は、令和　　　年　　　月　　　日から令和４年３月３１日までとする。

（その他）

第１９条　この契約に定めるもののほか、甲は、必要があると認めるときには、乙に対し、肥育牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

２　この契約に定めなき事項については、業務方法書に定めるもののほか、甲乙協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所の合意)

第２０条　この契約に関する法律上の争訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

上記の契約の証として契約書二通を作成し、甲乙各一通を保有するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

|  |
| --- |
| 甲　住　所　鹿児島市鴨池新町１５番地 |
| 名　称　公益社団法人鹿児島県畜産協会 |
| 代表者　代表理事会長　柚　木　弘　文 | 印 |
| 乙　住　所　 |
| 名　称　 |
| 代表者　 | 印 |